

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する				
	規則について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市職員の育児休業等に関する条例			
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>(1) 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、育児休業の取得手続きに関する必要な規定を整備する。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の請求手続の期限について、育児休業を始めようとする日の「1か月前まで」に加え「2週間前まで」を可能とする規定を加える。 ・非常勤職員で、子が1歳を超えて育児休業を取得できる要件である「特に必要と認められる場合」として、「保育所等の申込みを行っているが当面その実施が行われない場合」等について規定する。 <p>(3) 施行日 令和4年10月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 育児休業の適切な運用が図られる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 文書課審査済み。					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。